

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 40

許認可等の内容		入出港の届出の免除の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎漁港管理条例第13条第1項第3号
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	提出資料により、入出港の状況が把握できるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定 (平成24年12月10日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数15日 (休日は含まない)
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)